

伊達飲食店組合規約

(名称)

第1条 本組合は、伊達飲食店組合(以下『組合』という。)と称し、事務所を伊達商工会議所内に置く。

(目的)

第2条 組合は、組合員の営業及び食品衛生の改善・向上と、相互の親睦を図ることを目的とする。

(組合員の資格)

第3条 伊達市に事業所を有する飲食業者で、食品衛生法第52条の規定に基づく許可を有し、組合の趣旨に賛同し入会した者を組合員とする。

(加入)

第4条 組合員の資格を有する者は、加入申込書の提出を必要とする。

(資格喪失)

第5条 組合員は、次の事由により資格を失う。

- ① 事業の停止又は廃止
- ② 組合費を6ヶ月以上未納の者
- ③ 組合の名誉を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った者

(会費)

第6条 組合は、運営の為に会費を徴収する。

2 会費は、別表のとおりとする。但し、関係団体の会費等についてはこれに加算して徴収する。(商工会議所会費等)

3 組合は、事情により特別会費を徴収する事が出来る。

(事業)

第7条 組合は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 組合員の経済的地位の向上に関する事。
2. 組合員の経営に関する技術の向上改善及び知識の普及に関する事。
3. 組合員の福利厚生及び親睦に関する事。
4. 社会福祉に関する事。
5. その他組合の目的達成に必要な事業。

(役員)

第8条 組合に、次の役員を置く。

1. 組合長 1名
2. 副組合長 若干名
3. 役員 若干名
4. 監査 2名

(役員選出及び任期)

第9条 組合長は、総会において組合員のうちから選出する。副組合長及び役員並びに監査は、組合長が組合員のうちから選任する。

2 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。補欠により役員に選任された者の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第10条 組合長は、組合を代表し、会務を総理し各会議の議長となる。

1. 副組合長は、組合長を補佐し、組合長事故あるときはその職務を代理する。
2. 役員は、組合長及び副組合長を補佐し、会務を掌理する。
3. 監査は、会務及び会計を監査し、監査結果を総会に報告する。

(顧問及び相談役)

第 11 条 組合に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は、組合長が委嘱する。

(事業年度)

第 12 条 組合の事業年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会議)

第 13 条 組合の会議は、総会、役員会とする。

(総会)

第 14 条 総会は、通常総会と臨時総会とし、組合長が招集する。

- 2 総会は、組合員の 3 分の 1 以上の出席により成立する。
- 3 通常総会は、事業年度終了の日から2か月以内に開催する。
- 4 組合長は、役員会の議決及び全会員の3分の1以上の組合員から請求があった場合、臨時総会を招集しなければならない。
- 5 次の事項は、総会に於いて議決する。
 - ① 事業報告及び収支決算に関すること。
 - ② 事業計画及び収支予算に関すること。
 - ③ 規約の改廃に関すること。
 - ④ 組合長の選出に関すること。

(役員会)

第 15 条 組合に、役員会を置く。

- 2 役員会の構成は、組合長、副組合長、役員とする。
- 3 役員会は、組合長が招集し、議長を務める。
- 4 役員会は、構成員の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 5 次の事項は、役員会において議決する。
 - ① 総会に提出する議案。
 - ② その他業務執行に関し重要な事項。

(慶弔)

第 16 条 組合員の慶弔の金額は、1 万円以内とする。

- 2 その他の場合は、組合長の判断に一任する。

(組合員の遵守事項)

第 17 条 組合員内での従業員の引抜的行為は、絶対に厳禁する。但し、店主当事者間で了解があった場合は、この限りでない。

- 2 前項の規程に違反した場合は、3ヶ月間雇用が出来ないものとする。

(雑則)

第 18 条 この規約に定めのない事項については、組合長は役員会に諮った上で定める。

附則

- 1 この規約は、平成元年 4 月 11 日より施行する。
- 1 この規約は、平成 3 年 4 月 25 日より施行する。
- 1 この規約は、平成 7 年 5 月 24 日より施行する。

- 1 この規約は、平成 9 年 4 月 17 日より施行する。
- 1 この規約は、平成 12 年 5 月 19 日より施行する。
- 1 この規約は、令和 2 年 4 月 22 日より施行する。

別表

組合費	1,730 円
連合会費	350 円
商工会議所会費	420 円
計	2,500 円